



「保険証はやっぱり必要 !!」国会内集会



- 日時 2月20日(木)
- 会場 参議院議員会館・講堂
- 国会内集会(12時~13時)・WEB併用

〈集会プログラム〉 12:00~13:00

- 開会挨拶
- 国会議員挨拶
- リレートーク
- 行動提起・閉会挨拶

【資料】

- ・要望書「従来の健康保険証の存続を求めます」(全国保険医団体連合会) … 1
- ・埼玉保険医新聞(2月5日号)「24年12月以降のマイナ保険証の利用について・会員アンケート(中間集計)」… 2
- ・マイナ保険証に関するオンラインアンケート中間集計(マイナンバー制度反対連絡会) … 5
- ・民医連新聞(2月3日号)「施設介護の現場から/東京・すこやか福社会」…11
- ・立憲民主党・保険証復活法案(マイナ保険証併用法案) …12

国会議員 各位

従来の健康保険証の存続を求めます

2025年2月20日
全国保険医団体連合会
会長 竹田智雄

12月2日、健康保険証の新規発行が停止されました。しかし、当会が全国で行った「2024年5月以降のマイナ保険証トラブル調査結果」では、回答した医療機関の7割がマイナ保険証によるトラブルが「あった」と回答しています。「資格情報が無効」「負担割合の相違」「該当の被保険者番号がない」など、システムの根幹に関わるトラブルも多発しています。こうした状況を背景に、調査に回答した医療機関の約9割が現行の健康保険証の存続、廃止の延期を求めています。

24年12月の「マイナ保険証」の利用率は25.42%と低迷しています。未だに医療機関を受診した患者さんの4分の1しか「マイナ保険証」を利用していません。

合わせて、マイナ保険証の解除申請は、受付が開始されてから約2カ月間で4万5214人にのぼっていることが明らかになっています。

厚労省は解除申請が急増している理由等について精査中と回答していますが、11月までの解除申請について、「マイナ保険証への不安」、「資格確認書が欲しい」などが理由で年代は高齢者だけではなく、40代、50代も多いと説明しています。

在宅医療、介護施設や障害者施設など、マイナ保険証への対応に困難を抱える現場からの不安の声も尽きません。

健康保険証を残し、すべての人が安心して医療が受けられる体制を守ってほしいというのが昨年の総選挙で示された圧倒的民意です。この民意に応え、従来の健康保険証を使い続けられるよう、国会において早急に必要な措置の検討、具体化を行うことを求めます。

埼玉 保険 医 新 聞

発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 山崎利彦
購料料 1部150円
会員の購料料は会費に含まれています。

- ### 主な記事
- 2面...論壇「職員の賃上げは基本診療料の底上げと、医療機関の救済で」
 - 3面...スマホ一斉導入今春見送り、電子処方箋システムエラー
 - 4面...歯科・歯科社保Q&A、金バラ改定
 - 6・7面...尾崎康氏(埼玉弁護士会前会長)講演録

マイナ保険証 「負担感じる」7割超

表1 マイナ更新予定2750万

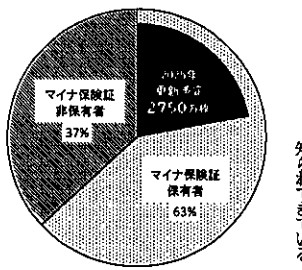
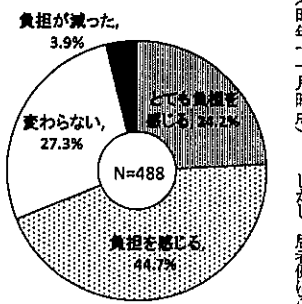


表2 12月2日以降の窓口業務の負担



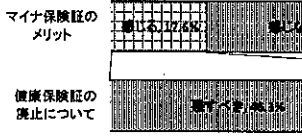
今年政府がマイナ保険証の保有率や利用率を高めようとして、施策を講じているが、負担を感じるという意見が、国民、患者の中より自然に表れている。多くの医療機関、薬局が負担を感じる大きな動機として、マイナ保険証の利用率が診療報酬のD X加算の算定要件に連動している点に患者が感じている。患者は、昨年十一月時点、マイナ保険証の更新を予定しているが、更新の保有率は国民の六三〇程度(表1)、保有者は八七四万人である。しかし、患者側では

「負担を感じる」7割超。現在の保有者の三五%が、自己申告の理由で更新手続きを求められることになる。来院してから期限切れに気づく患者もいる。マイナ保険証の期限切れに関するお尋ねが患者から多発している。更新期間が三月より初めに更新される。今年、二七五〇万人がマイナ保険証の更新を予定している。マイナ保険証の保有率は国民の六三〇程度(表1)、保有者は八七四万人である。しかし、患者側では

「負担を感じる」7割超。多くの医療機関、薬局が負担を感じる大きな動機として、マイナ保険証の利用率が診療報酬のD X加算の算定要件に連動している点に患者が感じている。患者は、昨年十一月時点、マイナ保険証の更新を予定しているが、更新の保有率は国民の六三〇程度(表1)、保有者は八七四万人である。しかし、患者側では

「負担を感じる」7割超。多くの医療機関、薬局が負担を感じる大きな動機として、マイナ保険証の利用率が診療報酬のD X加算の算定要件に連動している点に患者が感じている。患者は、昨年十一月時点、マイナ保険証の更新を予定しているが、更新の保有率は国民の六三〇程度(表1)、保有者は八七四万人である。しかし、患者側では

表3



「負担を感じる」7割超。多くの医療機関、薬局が負担を感じる大きな動機として、マイナ保険証の利用率が診療報酬のD X加算の算定要件に連動している点に患者が感じている。患者は、昨年十一月時点、マイナ保険証の更新を予定しているが、更新の保有率は国民の六三〇程度(表1)、保有者は八七四万人である。しかし、患者側では

支払基金が「不受理」

「ご相談は協会へ」

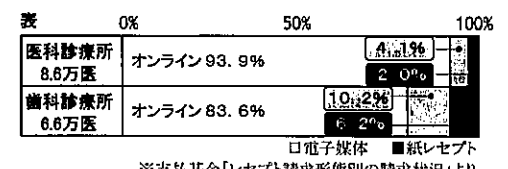
当分、支払基金によるレセプト請求継続の猶予届が、支払基金から「不受理」の通知が相次いでいる。支払基金は、昨年八月末に、猶予届の提出が完了を求められた。支払基金は、昨年八月末に、猶予届の提出が完了を求められた。支払基金は、昨年八月末に、猶予届の提出が完了を求められた。

個別指導対策講習会

新規開業医が必ず受ける「新規個別指導」に備える方や集団の個別指導に選定された方はもちろん、「再指導」を受ける割合が高まりしている現状を踏まえ、日々の診療におけるカルテ記載のポイントを再確認できる絶好の機会です。

- 日 時 2月16日(日) 13時~16時
- 会 場 TKP ガーデンシティ PREMIUM 大宮 (JR大宮駅西口徒歩7分) ※WEB配信は行いません
- 講 師 協会講師、協会顧問弁護士
- 対 象 会員と従業員 医科歯科それぞれ先着60人、参加無料 ※従業員のみの参加はできません
- 申 込 電話にて(定員に達した場合締め切り)
- テキスト 冊子『個別指導対策の要点 2024年11月版』医科版/歯科版

「負担を感じる」7割超。多くの医療機関、薬局が負担を感じる大きな動機として、マイナ保険証の利用率が診療報酬のD X加算の算定要件に連動している点に患者が感じている。患者は、昨年十一月時点、マイナ保険証の更新を予定しているが、更新の保有率は国民の六三〇程度(表1)、保有者は八七四万人である。しかし、患者側では



個別指導に弁護士が帯同できます

2025年1月15日

報道関係 各位

マイナンバー制度反対連絡会
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館内
事務局長 石川敏明

[プレスリリース] マイナ保険証に関するオンラインアンケート 中間集約報道のお願いと今後の諸行動について

私たちマイナンバー制度反対連絡会は、国民のプライバシー権を侵害するマイナンバー制度の廃止を一致点に、自治体職員や建設従事者の労働組合、商工業者団体などで構成される団体です。

政府は国民世論を無視し、去る12月2日に従来の健康保険証の新規発行停止を強行しました。今回の調査は、こうした政府による拙速な「マイナ保険証」の実質的強制がすすむもとで、国民が抱えている率直な思いを可視化することを趣旨に行っているものです。

ここでは、その途中経過を「中間報告」として、プレスリリースにてお知らせします。報道機関各位におかれましては、内容をお読み取りいただき、併せて広く報じていただきたく、ご案内かたがたお願い申し上げます。

なお、本調査は1月末日を締め切りとしており、現在も調査中です。調査がまとまりましたら、結果をまとめた上で、当会として記者会見を行う予定です。詳細は、追ってご連絡差し上げます。

【調査の特徴点・ポイント】

- ・マイナカード保有者(2,316人)のうち、4.8%(111人)が「ひも付けを行ったか忘れた」と回答。
- ・「マイナ保険証」取得理由の最多は「ポイントが欲しかったから」(569人)。
- ・「マイナ保険証」利用者の55%は、利用時に何らかのトラブルを経験した。
- ・「マイナ保険証」保有者の84.6%が、メリットを感じていない。
- ・「マイナ保険証」のひも付け解除が可能となったことを、約3割が知らなかった。
- ・従来の保険証廃止の賛否は、95.6%(7,975人)が「廃止に反対」と回答。
- ・最後に「その他事例」の一部抜粋を掲載。

〈調査期間〉2024年12月23日～2025年1月7日 *1月31日まで集計します

〈有効回答〉8,371人

〈回収方法〉Googleフォームを活用したオンラインアンケート

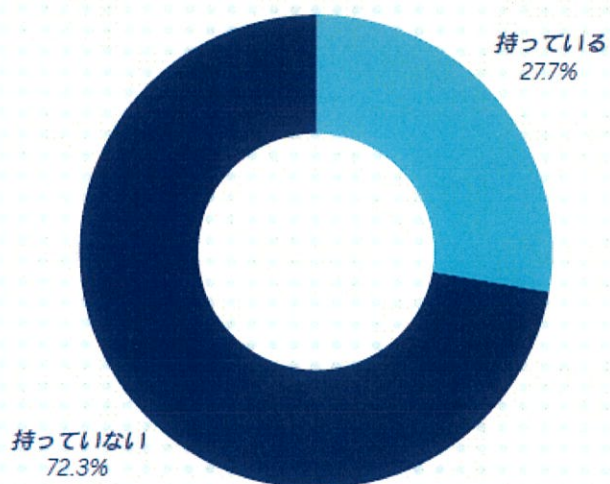
〈調査結果について〉

当会が運用するX(旧Twitter)でアンケートを呼び掛けている都合上、各種統計との結果の乖離が見られます。その点はご了承ください。

「マイナンバーカード」保有の有無について（回答数=8,371）

マイナカードを持っているか

n=8,371

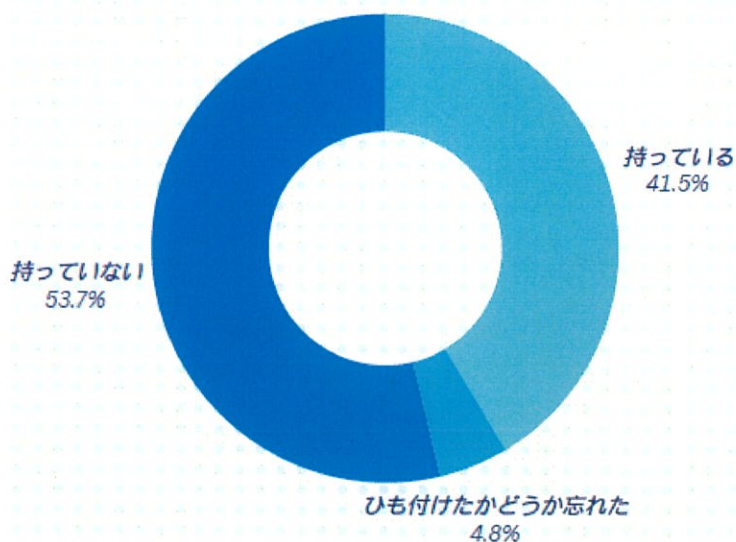


本調査では、「マイナカードを持っていない」と回答した方が7割を超えています。

「マイナ保険証」保有の有無（回答数=2,316）

(マイナカード保有者を対象) 「マイナ保険証」を持っているか

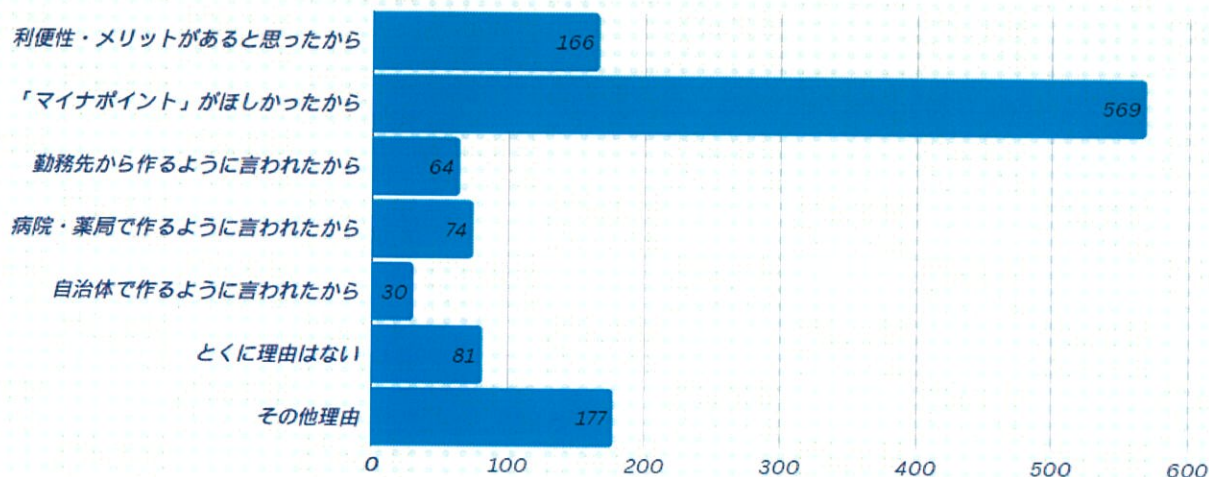
n=2,316



マイナンバーカード保有者を対象に、マイナ保険証を持っているかどうかを尋ねた設問では、「持っていない」と回答した割合が過半数を占めています。なお、「ひも付けを行ったかどうか忘れた」という回答も、4.8%（111人）と、一定数確認されたことが特徴的です。

「マイナ保険証」を取得した理由 *複数回答可（回答数=960）

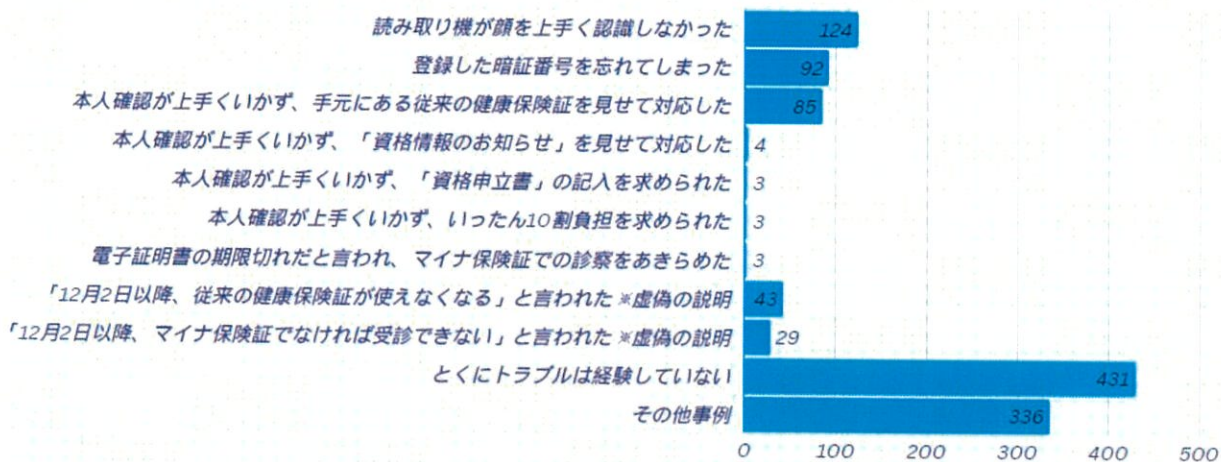
「マイナ保険証」の取得理由 *複数回答可 n=960



マイナ保険証を作った理由を尋ねる設問です。最も回答が多かったのは、「マイナポイントがほしかったから」（569件）というものです。次いで、「利便性・メリットがあったから」（166件）となっており、積極的にマイナ保険証を作った方も見受けられます。

「マイナ保険証」利用時のトラブル事例 *複数回答可（回答数=960）

窓口でのトラブル事例 *複数回答可 n=960

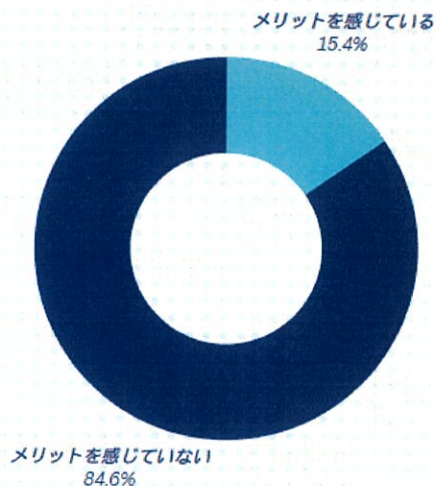


マイナ保険証利用者の55%（529件）は、何らかのトラブルを経験しています。トラブル事例として、「読み取り機が上手く作動しなかった」（124件）、「暗証番号を忘れた」（92件）、「本人確認が上手くいかず、従来の保険証を見せて対応した」（85件）という順に多くなっています。

なお、ごくわずかではありますが、すでに「資格情報のお知らせを見せて対応した」（4件）、「資格申立書の記入を求められた」（3件）、「10割負担を求められた」（3件）、「診察をあきらめた」（3件）といった事例が確認されています。

「マイナ保険証」にメリットを感じているか（回答数=960）

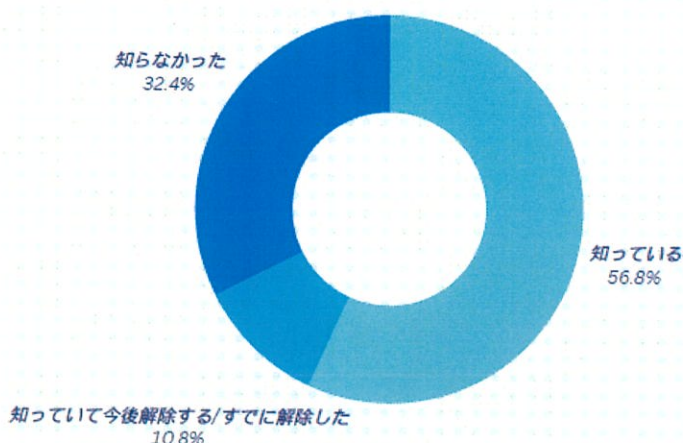
「マイナ保険証」を利用して
メリットを感じるか n=960



マイナ保険証を保有している方への設問です。「メリットを感じている」（148人）と回答した割合は、15.4%にとどまりました。なお、「メリットを感じていない」と回答した方の約6割は、マイナ保険証の取得理由を尋ねた設問で、「マイナポイントがほしかったから」と回答しています。

ひも付け解除が可能となったことを知っているか（回答数=960）

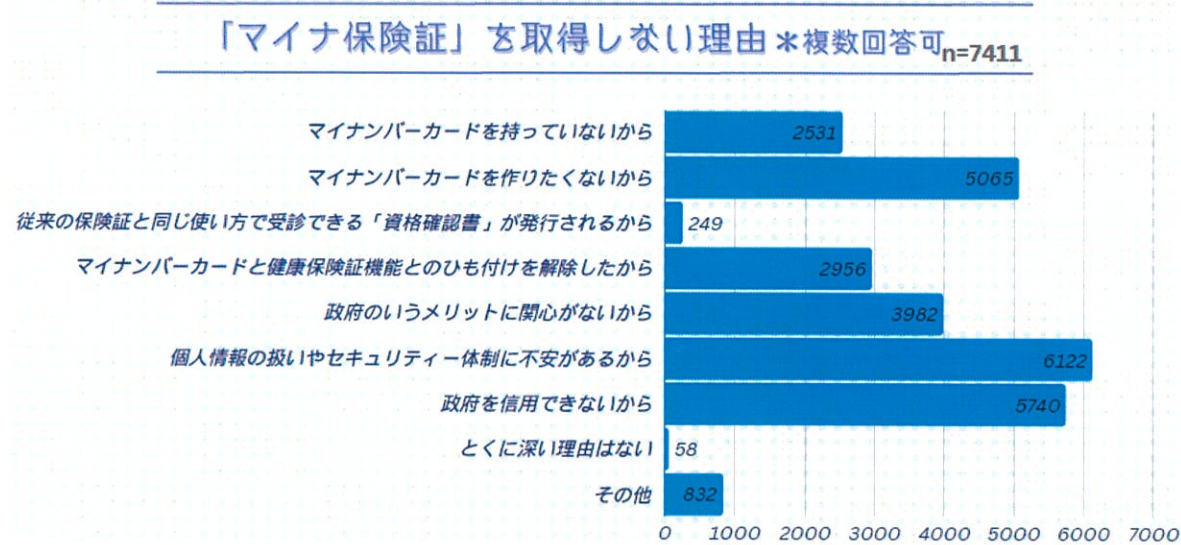
「マイナ保険証」のひも付けが
解除できることを
知っているか n=960



マイナ保険証を保有している方への設問です。ひも付け解除が可能となったことを「知らなかった」と回答した割合が、3割を超えていることが特徴的です。政府の周知・広報が不足していることの反映と考えられます。

なお、「今後解除する/すでに解除した」(104人)と回答した割合が、1割を超えていることも特徴的です。本アンケートが、マイナ保険証にまつわる一連報道への関心の高い層に届いていることがうかがえます。

「マイナ保険証」を取得しない理由 *複数回答可 (回答数=7,411)

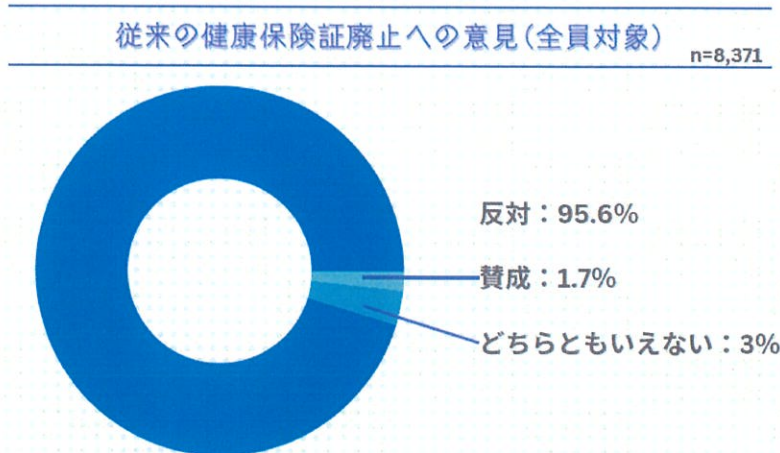


本アンケートは、「マイナンバーカード」「マイナ保険証」を保有していない方からの回答が、7割を超えています。これだけ普及率が高まっているもとの、なぜマイナ保険証を保有しないのかを尋ねました。

最も高いのは、「個人情報の扱いやセキュリティ体制に不安があるから」(6,122件)というもの。また、「政府を信用できないから」(5,740件)、「マイナカードを作りたくないから」(5,056件)、「政府のいうメリットに関心がないから」(3,982件)と続きます。

各種報道において、諸外国でデジタル化が進んでいる背景には、「政府への信頼感」が重要だと指摘する内容が見られます。こういった観点から、日本でデジタル化が進まない背景も透けて見えるようです。

従来の健康保険証廃止への意見 (n=8,371)



圧倒的多数が、従来の保険証廃止に対して「反対」(7,975人)と回答しています。

「その他トラブル事例」の記述

1. 私の妻が勤務先の会社からマイナ保険証を作ってくれと強要されている。(岐阜県・50代)
2. 近所の薬局で保険証提出するも受け取り拒否されマイナンバー保険証の提出を求められました。(東京都・70代)
3. マイナ保険証を作ることを強制はされないが、行く度に「マイナ保険証があればそれを出して下さい」と言われて煩わしい。(住所不明・50代)
4. マイナ保険証への切り替えを促すチラシが、何度か薬袋に入れられていた。(青森県・50代)
5. 退職による保険証失効時、会社から送られてきた任意保険の申込書に選択肢がマイナ保険証しかなかった。別途ダウンロードできるwebの申込書には選択肢がありましたが…。(奈良県・60代)
6. 11月中旬に病院に行った際、「保険証確認ルールがマイナ保険証での認証に変更となり、今後は診察毎にカードリーダーにてマイナ保険証の認証が必要になる」旨のチラシを渡された。マイナンバーカードも持っていないし作る予定もないが、そういう場合どうなるのか聞いたら「決まっていない」と言われた。(神奈川県・60代)
7. 「今後マイナ保険証での受付に切り替えていくので手続きは早めに」という(他の選択肢がないような)案内をされた。(東京都・40代)
8. 転職を考えている家族が、その会社から「こちらへ就職する時にはマイナ保険証が必要です」と言われた。(香川県・50代)
9. 毎回、同じ薬局でもマイナンバーカードの保持を聞かれ、あるところでは、家にも持ってないのですかと個人的な質問をされ、少し軽蔑されたように感じました。(神奈川県・40代)
10. 調剤薬局で特に、高圧的にマイナ保険証を出すように言われました。会社からの通知で、マイナ保険証を早く作るように連絡がきたり、以後発行しない等、マイナ保険証を作ることを前提にした内容の通知が来ました。(神奈川県・40代)
11. 薬局で執拗にマイナ保険証の提示を求められる。作っていないと知ると大きなため息をつき、明らかにつっけんどんな物言いに変わった。(大分県・50代)
12. マイナカードと保険証の紐付けを会社が半強制的に実施。(栃木県・50代)
13. 父の通う整形外科の門前薬局では、すべての患者さんに、なかば強制的な感じで、マイナ保険証をつくるよう通達していたとのこと。患者と口論になっていることもあったと…。(愛知県・50代)
14. 健康保険組合から従来の健康保険証は利用できなくなるのでマイナ保険証に切り替えますというアナウンスが2回あった。書面よく見ると小さな字で従来の保険証も資格証明があれば使えるという記述あり。但し、極めて注意深く読まないと気がつかない。(東京都・70代)
15. 相続の際、弁理士事務所からつくるように勧められた。(千葉県・70代)
16. 同僚が強制と勘違いし、慌ててマイナカードを作成していた。(大阪府・40代)
17. 地方公共団体に勤務しています。職場からマイナ保険証を作るよう要請があり(取得率を報告するため)、今回、マイナカードを申請しました。(神奈川県・50代)
18. マイナ保険証読み取り機が不具合を起こしている場面に数回出くわした。(北海道・30代)
19. 都内公立校で勤務する者は自動的にマイナ保険証に移行され、保険証は発行されない旨の通知が届いた。(東京都・50代)

医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案 【通称 保険証復活法案（マイナ保険証併用法案）】

背景

- 令和5年のマイナンバー法等改正法が令和6年12月2日から施行され、従前のいわゆる「紙の保険証」の新規発行が廃止された
- 現に所持している「紙の保険証」も有効期限内しか利用できず、有効期限のないものでも令和7年12月2日以降は利用できなくなる

現状

- **マイナ保険証の利用低迷と混乱の懸念**
 - 現状では、マイナ保険証の利用率は25%（令和6年12月時点）と低迷し、国民に浸透しているとは評価できない
 - 国民の大多数がマイナ保険証を利用せず、紙の保険証を利用している現在の状況下での紙の保険証の廃止は、**現場の混乱や国民の不安が生じる懸念**がある
- 現時点での紙の保険証の廃止は時期尚早であり、一旦紙の保険証の発行を復活させた上で、様々な事情を見極め、**改めて紙の保険証を廃止する時期を検討**すべき

概要

1. 趣旨

マイナ保険証に係る問題が多発し国民の間でマイナ保険証に対する信頼が損なわれていること、マイナ保険証の利用が低迷していること等に鑑み、紙の保険証の交付等の特例について定めること

2. 紙の保険証の新規発行

医療保険各法における被保険者等は、別に法律で定める日までの間、紙の保険証を新規に被保険者等に交付するものとする

3. 紙の保険証の利用

新規に交付される紙の保険証や現に所持している紙の保険証については、別に法律で定める日までの間、有効に利用できることとする

4. 資格確認書の交付の停止

別に法律で定める日までの間、医療保険各法等における資格確認書の交付に関する規定は、適用を停止すること

※ 既に交付された資格確認書は引き続き利用できることとする

5. 別に法律で定める日の検討

①医療保険各法の規定による電子資格確認による被保険者等であることの確認が安全かつ確実に行われるための**環境整備の状況**、②被保険者等が療養を受ける際の**紙の保険証の利用の状況**、③紙の保険証の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする**被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定及び実施の状況**、④紙の保険証の廃止に関する**国民世論の動向その他の事情を勘案して検討**し、その結果に基づいて定めること

施行日：公布の日から起算して3月を経過した日

医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案要綱

一 趣旨

この法律は、医療保険の電子資格確認に係る問題が多発し国民の間で電子資格確認に対する信頼が損なわれていること、医療保険の電子資格確認の利用が低迷していること等に鑑み、医療保険の被保険者証等の交付等の特例について定めるものとする。 (第一条関係)

二 健康保険法等における被保険者証等の交付等の特例

1 医療保険各法の規定による保険者等は、別に法律で定める日までの間、命令で定めるところにより、医療保険各法の規定による被保険者等に対し、被保険者証等を交付するものとする。 (第二条第一項関係)

2 1により交付された被保険者証等は、1の別に法律で定める日までの間、命令で定めるところにより、被保険者等であることの確認を受けるために用いることができる。 (第二条第二項関係)

三 その他被保険者証等の交付等に関し必要な事項

二に定めるもののほか、被保険者証等の交付及び利用等に関し必要な事項は、別に法律で定めること。

一

二

(第三条関係)

四 被保険者等の資格の確認に必要な書面の交付等に関する特例

次に掲げる規定は、二一の別に法律で定める日までの間、適用しないこと。

- 1 健康保険法第五十一条の三
- 2 船員保険法第二十八条の二
- 3 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第六項
- 4 国家公務員共済組合法第五十三条の二（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）
- 5 国民健康保険法第九条第二項及び第三項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）
- 6 地方公務員等共済組合法第五十五条の二
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項及び第四項
- 8 その他政令で定める規定

(第四条関係)

五 別に法律で定める日の検討

二一の別に法律で定める日については、医療保険各法の規定による電子資格確認による被保険者等であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の被保険者証等の利用の状況、被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定及び実施の状況、被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。 (第五条関係)

六 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。 (附則第一条関係)

2 経過措置

- ① この法律の施行の際現に交付を受けている被保険者証等（国民健康保険法の規定による保険者としての市町村又は国民健康保険組合から交付を受けている被保険者証等及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療広域連合から交付を受けている被保険者証等を除く。）は、二一

三

四

の別に法律で定める日までの間、命令で定めるところにより、被保険者等であることの確認を受けるために用いることができる。 (附則第二条第一項関係)

- ② 四にかかわらず、この法律の施行の際現に交付されている四に掲げる規定に基づく被保険者等の資格の確認に必要な書面の利用については、なお従前の例によること。 (附則第二条第二項関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

◎医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案 新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）（附則第三條関係）

（横線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十二条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証</p>	<p>附則</p> <p>（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十二条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証</p>

一

二

<p>明書の有効期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間は、なお従前の例による。</p>	<p>明書の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。</p> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間（当該期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。</p>
--	--